

業 務 説 明 書

令和 7 年 3 月 14 日

業 務 名		滋賀拘置支所構内整備工事監理業務	
内 容		仕様書及び図面による	
履 行 場 所		滋賀県大津市大平 1 丁目 1 番 1 号	
履 行 期 間		令和 8 年 1 月 30 日まで	
事 項		記 事	
入札(見積) 執行に関する事項	1	入札書又は見積書の宛先	支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫
	2	入札執行回数	入札執行回数は、2 回を限度とする。ただし、この限度内において落札者がいないときは、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定に基づく随意契約に移行する場合がある。
	3	その他	(1) 入札(見積)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。 (2) 落札決定(決定)に当たっては、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額を落札価格（決定価格）とするので、入札書（見積書）に記載する金額は当該 10%に相当する額を除いた金額とすること。
契約条件に関する事項	1	支払条件	前金払 有（契約金額の 3 / 1 0 以内）・ ☐ 無 * 委託料が 300 万円以上の場合に限る。 各会計年度の履行高予定額の 40 パーセント以内。
			部分払 有・ ☐ 無
	2	契約の保証	納 付
	3	契約保証金等	(1) 落札者（随意契約の相手方）は、建築工事監理業務委託契約書案の提出とともに、次の各号に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。

		なお、三、四及び五に関する保証については、保証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において契約の相手方は、保証書又は証券を提出したものとみなす。おって、上記の電磁的方法による提出に係る規定は前払金保証についても適用する。 一 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書（歳入歳出外現金出納官吏に提出し、交付された保管金受領証書を建築工事監理業務委託契約書案とともに提出する。） 二 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券 払込済通知書及び保管有価証券提出書（政府有価証券取扱主任官に提出し、交付された政府保管有価証券受領証書を建築工事監理業務委託契約書案とともに提出する。） 三 債務不履行による損害金の支払を保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する 法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書 四 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 五 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 (2) その他別添のとおり。
	4 契約関係提出書類の書式	原則として、支出負担行為担当官が定める書式による。
その他の事項		なし